

中東知的財産ニュースレター Vol.21

アフガニスタン — 商標更新手続における猶予期間を廃止

アフガニスタン商標局は、失効した商標の更新手続における猶予期間を廃止することを発表した。

以前まで商標局では、6ヶ月間の猶予期間を認めていた。このたびの発表により、今後、すべての更新手続は、商標の失効日より1ヶ月前までに申請を行うことが推奨される。

エジプト — 公的手数料の値上げ

エジプト商標局は、従来水準と比べ、商標関連の公的手数料を全体的に大幅に値上げしたことを発表した。新料金は、2017年10月15日より、新規および係属中の出願に適用される。

湾岸協力会議 — 付加価値税の導入

サウジアラビアでは、2018年1月1日に付加価値税(VAT)が導入された。日常的な食料品、医療、教育などの一部の例外を除き、標準税率5%のVATが商品とサービスに課される。VATはアラブ首長国連邦でも導入された。

背景を説明すると、VAT法は、GCCの全加盟国が合意済みの共通原則(GCC-VAT枠組み協定として規定)をベースとしている。GCCの各加盟国は、各自で個別に国内のVAT関連法を制定することが期待される。したがって、詳細なコンプライアンス要件や一連の規則は、各国の該当する法律で定められる。

残りのGCC加盟国(バーレーン、クウェート、オマーン、カタール)でも、遅くとも2019年1月1日までにVATが導入されるものとみられる。

イラク — 商標登録制度の改定

イラク商標局は、業務が大きく滞っているため、出願番号が50,000~72,000である係属中の全出願の処理を停止した。上記範囲内に該当する出願番号の出願を行った出願人は、審査・登録手続を進めるためには、商標局に出願を再申請する必要がある。(ジ

エトロドバイ事務所コメント：該当する出願番号の出願は、再出願しなければ削除されるとの情報もある。詳細について現在調査中。）

このニュースの前には、官報での通知の公表を伴う商標の更新、譲渡の記録、併合、名称変更、住所変更に関し、新たな手順が導入されていた。この手順の改定により、公表についても追加の公的手数料が課されるようになった。

モロッコ — 公的手数料の値上げ

モロッコは、最近、あらゆる知的財産関連（商標、特許、意匠を含む）の公的手数料の値上げを発表した。この値上げは、特許や実用新案の審査費用および維持年金費用にも適用される。新料金は、2017年10月1日より適用が開始された。

背景を説明すると、モロッコでは、知的財産の保護に関し、比較的広範な法規制体系が導入されている。モロッコは、2000年の法律第17-97号を改正し、補完する法律第23-13号を2014年12月に公布した。この新法は、官報での発表・公表日に発効した。この法律には、特許、集積回路、意匠、商標、および、商号の保護に関する規定が含まれる。

さらに、2015年には、関連当局が、投票に基づき、モロッコ特許庁と欧州特許庁の間の合意を法制化した。2015年3月1日以降に欧州で申請されるすべての特許出願は、モロッコを指定することができる。欧州での特許が認められれば、同じものをモロッコでも認証（validation）することができる。モロッコは欧州特許条約の締約国ではないため、侵害、有効性、補充的保護証明書などに関連する事項には、現地の特許法が適用される。

モロッコは、外国からの投資を引き続き積極的に受け入れているため、今後も状況がさらに進展することが予測される。外国からの投資と地元の開発の間で健全なバランスを保つことが、モロッコ自身の成長にも役立つはずである。

サウジアラビア — 委任状の有効期間の改定

サウジアラビア商標局は、今後、委任状の有効期間は発行日から5年間とすると宣言した（ただし、委任状の有効期間が別途指定されている場合や、委任状が取り消された場合を除く）。

この改定は、サウジアラビア法務省が2016年3月15日に発行した覚書をふまえたものである。なお、商標出願時の出願書類に含める印上は、カラースキャンのコピーで十分である。原本は、出願日から3ヶ月以内に提出すればよい。

シリア — 公的手数料の値上げ

シリアでは、2017年の大臣決定第2133号に基づき、商標およびデザインの公表に関するオフィシャルフィーが値上げされた。新料金は、2017年10月15日より適用が開始された。

なお、2016年7月にも、特許出願の審査手数料の値上げが実施されている。

チュニジア — 欧州特許の認証 (validation)

2017年の政令第67号、および2014年7月に欧州特許庁とチュニジア特許庁 (INNORPI) の間で締結された協定に基づき、2017年12月1日以降に申請される欧州特許出願で「TN」と指定すれば、認められた欧州特許をチュニジアで認証することができる。

チュニジアは欧州特許条約の締約国ではないが、特許取得に関しては、チュニジアには法律に基づく準EPC国のステータスが認められている。その一方で、より多くの出願と外国からの投資を奨励することが期待されている。

チュニジアでは引き続き、PCT国内移行手続による特許出願を申請し、パリ条約による優先権を主張することも可能である。

アラブ首長国連邦 — 商標登録証のオンライン発行

アラブ首長国連邦 (UAE) 商標局は、官報第181号以降では商標登録証は電子的に発行されると発表した。2017年11月以後に受理され、公表される出願については、紙での登録証は発行されない。

この新たな手順により、商標登録プロセスの円滑化への道が開かれることが期待される。

中東・北アフリカ — 商標制度の概要

中東・北アフリカ (MENA) 地域は、国際的な拡大を目指す企業にとって大きな収益が見込める市場になりつつある。よって、ここで一步引いた視点から、貴社の商標ポートフォリオと MENA 地域における出願戦略を見直してみるのもよいだろう。以下に、MENA 地域での商標出願に関する重要な質問と回答をまとめ、概要を示す。

MENA 地域での商標の登録は必須か？

一般に、MENA 地域内のほとんどの国は、先願主義を採用している。そのため、最終的に MENA 地域へ進出することを考えている商標所有者は、自国で確立したブランドの名声を第三者に利用され、同じ商標を外国で出願されてしまう前に、自ら商標出願を申請することを検討すべきである。

商標の使用実態があることは、登録の要件か？

MENA 地域では、商標を実際に使用しなくても登録することができる。そのため、商標出願時に、商標のこれまでの使用状況に関し、詳細情報を提供することは必須ではない。しかし、商標権は、実際の使用を通じて維持されるべきものである。商標が使用されていない場合は、ほとんどの地域において、通常は 3 年または 5 年の存続期間内に、商標登録が取り消される可能性がある。

商標出願は、どのように分類されるか？

MENA 地域では、特定の商品やサービスに関連して出願する必要がある。すべての管轄地域で、ニース分類が採用されているが、どのような種類・仕様の商品やサービスが許可されるかについて、独自の要件を設定している地域も存在する。例えば、イラン、クウェート、リビア、カタール、サウジアラビア、スーダン、アラブ首長国連邦 (UAE)、イエメンでは、第 33 類、および第 32 類のアルコールを含む製品は登録することができない。また、第 29 類の豚肉も、クウェートとサウジアラビアでは登録することができない。

さらに、一部の国では、具体的な商品／サービスを指定せずに、「類」全体の名称で出願することができる。これらの国（例えばエジプトや UAE）の商標局は、類の見出し名称のみが記載されていても、その範囲が広すぎる、あるいは具体性に欠けるとして拒絶することがない。また、サウジアラビアはさらに極端で、類の見出し名称またはその項目名以外の記載では、出願は受理されない。対照的に、ヨルダンやスーダンなどの他の国では、出願人が類の中の商品／サービスを指定しなければならず、それ以外の出願は受理されない。つまり、言い換えるなら、商品／サービスの登録出願の明確化に使用されている言葉遣いによって、商標登録の具体的な保護の範囲が定められる。

「™」や「®」記号の使い方について、どのような規則があるか？

これらの記号の使用は、MENA 地域の国では必須ではない。ただし、どのような場合でも、商標にはこれらの記号を必ず付けることが推奨される。なぜなら、所有者の権利について、公に知らしめることができるからである。

原則として、「™」記号は、特定の管轄の商標局で登録されていない商標に関連し、商標権を主張する場合に使用される。この場合、「™」記号を付けて使われている商標は、法的な強制力を持たない。これに対して、登録記号の「®」は法的効力を有する。この記号は、その商標が、特定の管轄の商標局で登録されている場合にのみ使用される。

「®」記号を不当に使用すると、MENA 地域内のほとんどの国で、不正な用法であるとみなされうる。

中東の国々では、商標法は、どの程度整合がとれているか？

MENA 各国では、共通基準によって、一部の法律が整合化されている部分もある。しかし、管轄内の商標関連事項の規制にはそれぞれの国が主要な責任を負うことから、結果として、各国の商標法の間には、手順の面で、若干の相違が存在する。商標の標準的な定義は共通しており、絶対的な登録の理由も、細かな相違はあるものの、ほぼ同じであると言える。例えば、サウジアラビアでは、商標法は、シャリーア法（イスラム法体系）と組み合わせて利用する。

モロッコとレバノンを除くすべての国では、相対的理由に関し、職権による審査が実施されている。また、レバノンとアルジェリア以外のほぼすべての国では、登録前の異議申立手続が用意されている。またチュニジアを除き、異議申立手続における商標局の決定は、拘束力を持つ。商標の保護期間（10年）と更新方法も、ほとんどの国ではほぼ同じである（レバノン、ヨルダン川西岸地区、ガザ、サウジアラビアを除く）。

ラテン語系の商標のアラビア語版を登録することに、どのようなメリットがあるか？

商標の他言語対応に関しては、MENA 諸国の商標法は、従来から、異なる言語の標章間の対立を回避し、標章の音訳についても保護を提供するよう設計されている。そのため、MENA 地域のどの国でも、ラテン語系の（オリジナルの）商標をあらかじめ登録しておけば、一般に、類似した内容の音訳が登録されて公に混乱を生むのを予防できる。しかし、標章の音訳は保護されるものの、同じ言語の各種標章を比較すると、混乱が発生する可能性もある。したがって、オリジナルの商標に加え、アラビア語の音訳版の商標も登録することが推奨される。特に、MENA 地域内のほとんどの国は、主に民法によって支配されているため、先願主義の考え方が極めて重要である。コモン・ローの権利を一部認めている国も存在するものの、商標をあらかじめ登録しておくことが強く推奨される。そうすれば、侵害者を訴えることができる根拠にもなる。

アラビア語の商標を選ぶとき、ブランドオーナーはどのような因子を考慮するべきか？

該当の商標を異なる標章に音訳できる場合は、結果として、商標使用の一貫性が大きく損なわれることがある。したがって、当初より注意深い検討と協議を重ねることにより、最も正確かつ適切な音訳を選定し、そのバージョンが一貫して用いられるようにする必要はある。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 21

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2018年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。